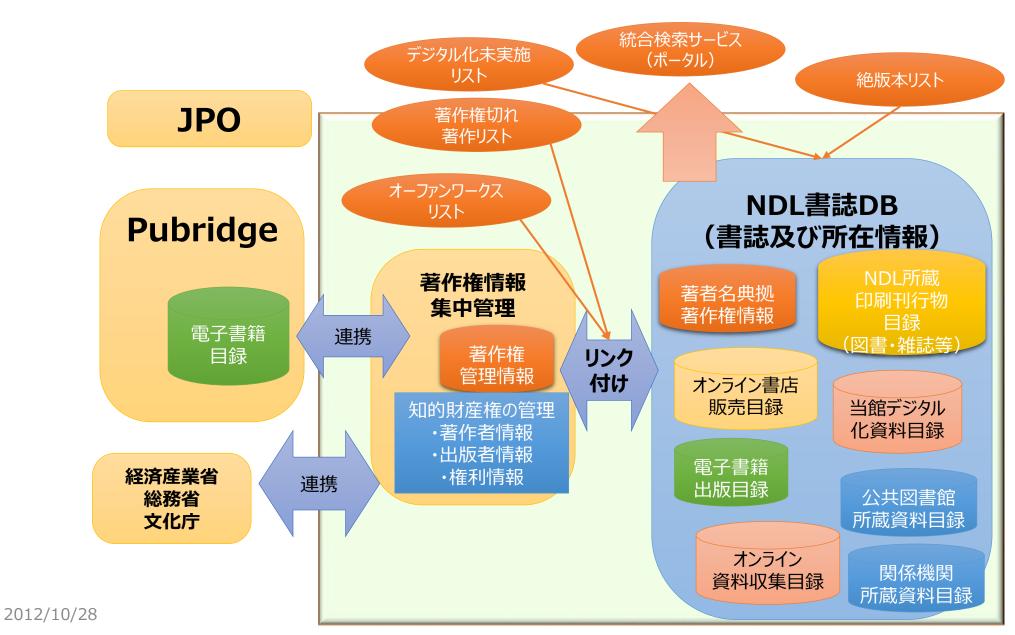
出版界との連携による電子書籍ナショナルアーカイブの構築【詳細】

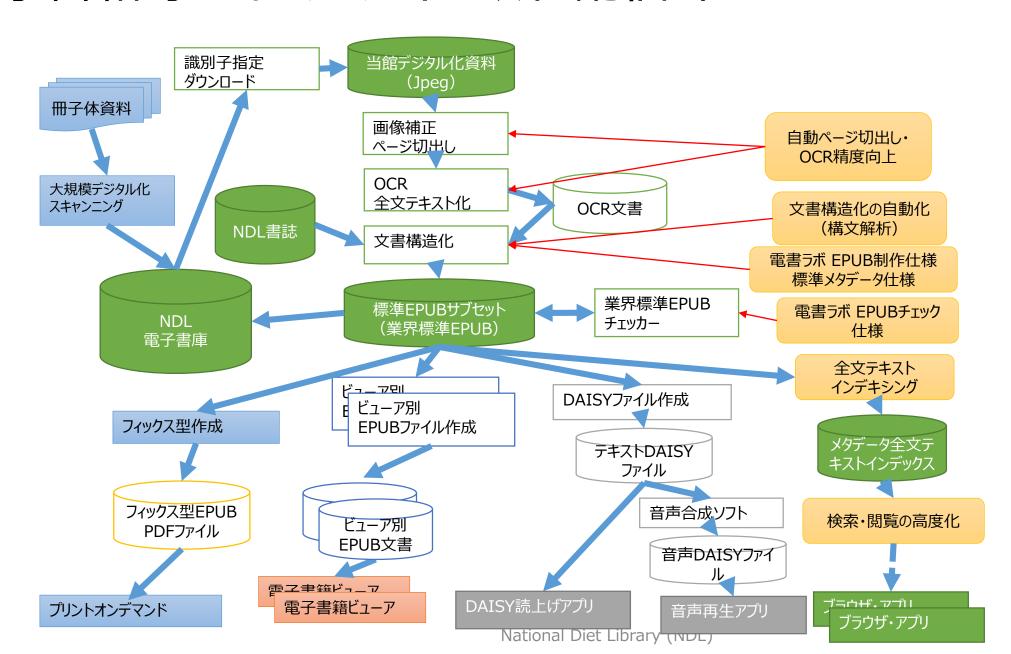
同志社大学大学院総合政策科学研究科 嘱託講師 中山正樹

従来からの検討

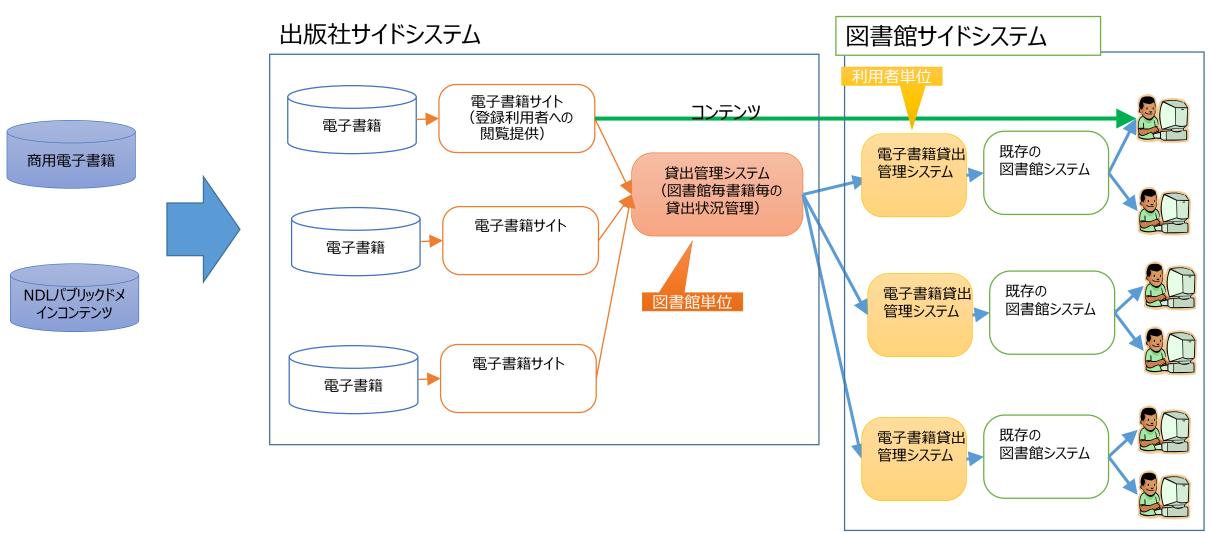
著作権管理DBの共同構築・運用



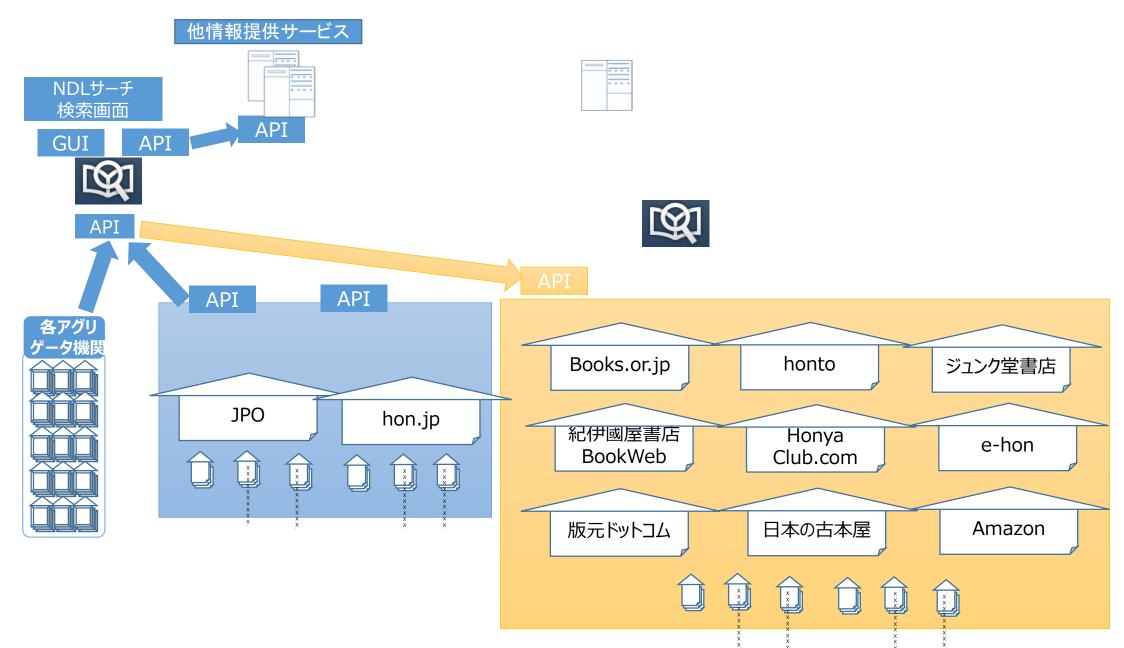
電子書籍等のオンデマンド生成と配信(ワンソースマルチユース)



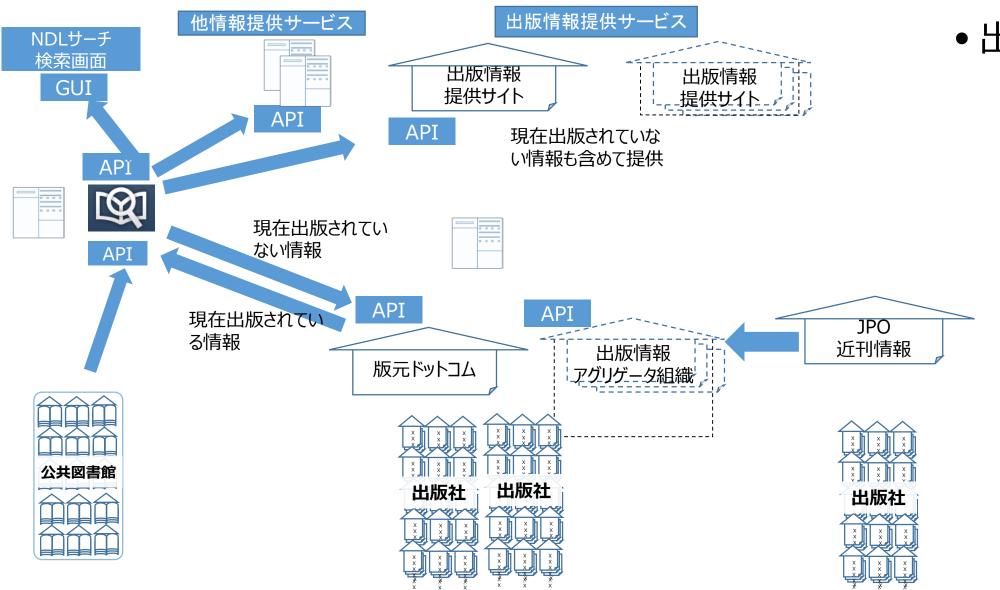
商用電子書籍の図書館への提供システム(案)



出版情報を含めた統合検索(現状)

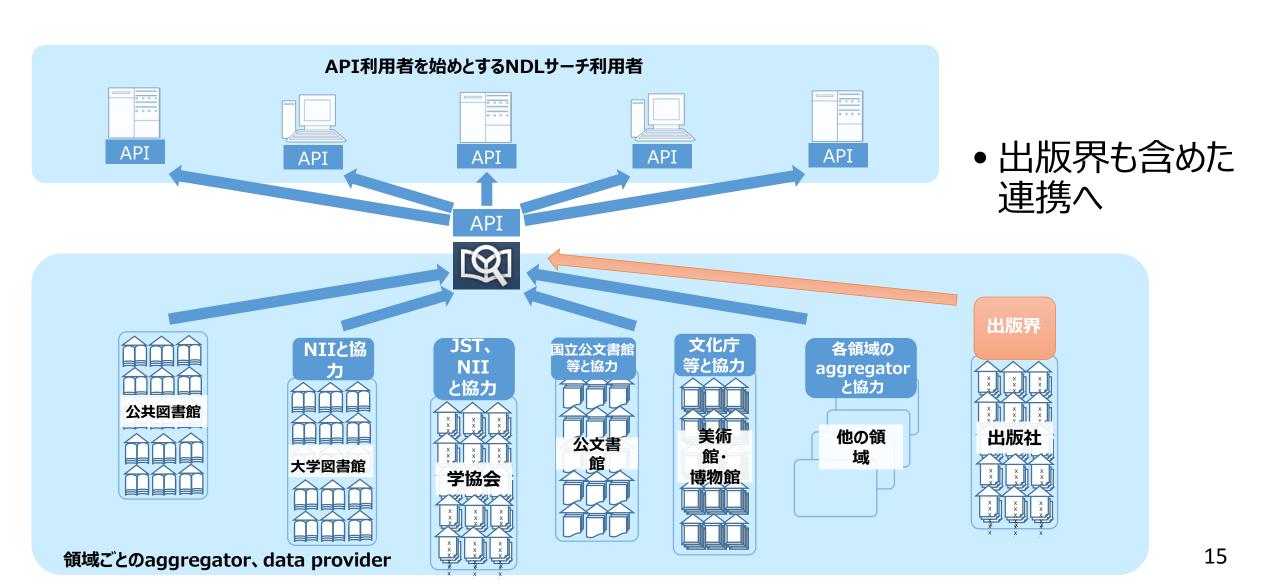


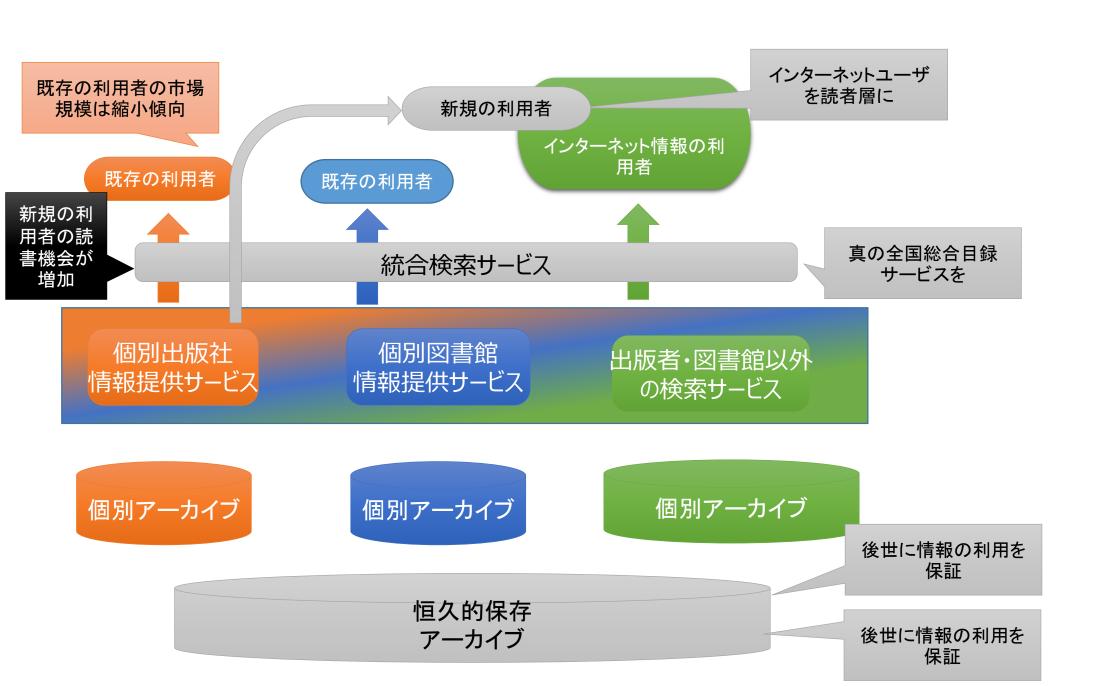
出版情報を含めた統合検索(今後)



- 出版界
 - 版元ドットコム はこれからの字 出版関連情報 提供の先行事 例
 - 出版界内での 情報の共有の 仕組みと、他 書館等の他躯 仕組みとの躯 体的な連携を 調整する時期 に来ている

改めて、NDLサーチが果たす役割





出版界との連携による電子図書館サービス

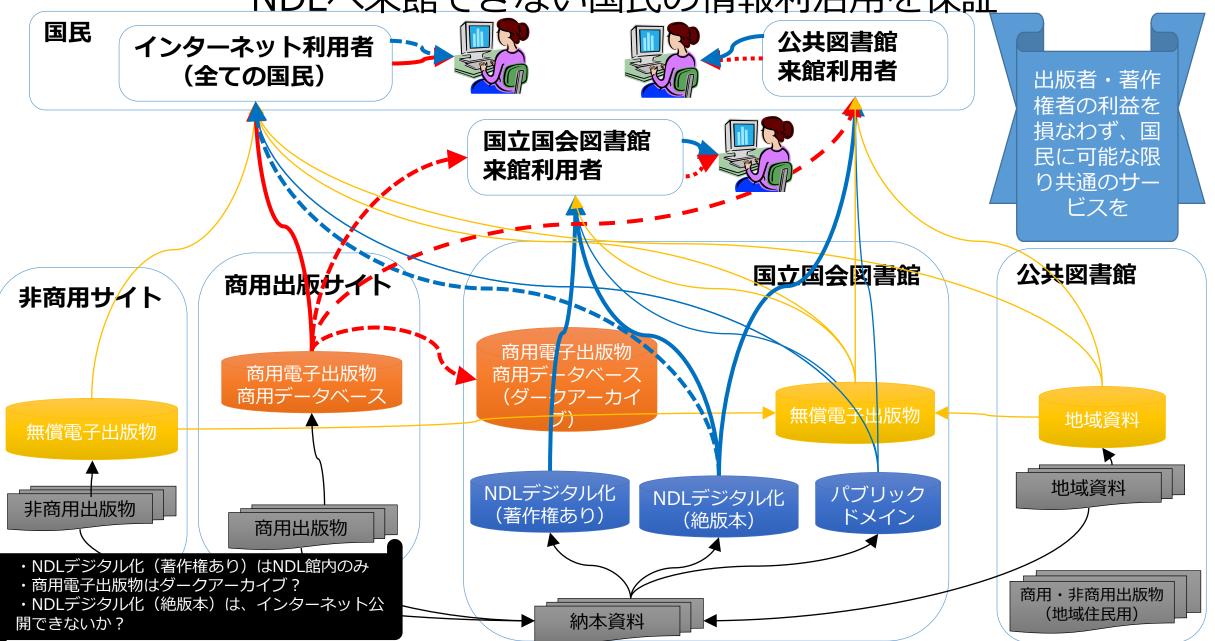
概要

- 電子図書館の目的
 - 「知の共有化」により、新たな知識の創造(再生産)と還流を推進する
 - 社会・経済的な価値の創出
 - いつでも、どこでも、だれでも、文化的情報資源を利活用して、新たな知識が生み出されるように
 - あらゆる情報を、知的文化資源として収集し、長期保存し、将来にわたって利用を保証する
- 「知の共有化」に関しての問題意識
 - 貴重な文献資料は今、必要とする人に届いているか?将来の利用者に届けられるか?
 - まず、見つけられなければ、今の利用者も利活用できない、将来の利用者のために保存もできない
 - 有用な文献等の情報が、インターネット上の大量の情報の海に埋もれていないか?
 - 目録が公開されていても、見つけやすくなっているか?
 - 利用者の目的は、情報を活用することであるにも関わらず、情報を探し出すために、多くの工数をかけているのではないか
 - 書誌だけで必要な情報を絞り込めるか?
- この課題を解決するために何をしていくべきか?
 - 利用者に対して、情報の内容、所在を可視化
 - 利用者が必要とする情報を、効率的に選択できるように、参考情報を関連付け
 - それにより、利用者が著作物に触れる機会を増やす
 - 情報の利活用が促進されることにより、文化の発展に寄与する

スタンス【私見】

- 国としての文化政策の実施、NDLの使命の達成
 - あらゆる資料や情報などを文化的資産として後世に残し、その利用を将来にわたって保証する
 - 知識インフラの実現の一翼を担う
 - 情報資源を統合して検索・抽出することが可能な基盤
 - 目指すところは、デジタル文化資源全体のナショナルアーカイブと同じ
 - 社会一般では、情報をデジタル化して保存し利活用できる仕組み
 - 出版物は、知識インフラの中で、最重要視される情報。
- IT化、デジタル化の推進による情報利活用の効率化
- 紙資料の収集・貸出の延長ではなく、デジタルであるが故の利便性を十分に生かせる サービスを目指す。
 - 有体物としての書籍と、無体物としての電子書籍では、図書館の役割、サービスは異なる
 - NDL内に電子情報部が発足した所以
- 電子書籍ビジネスにおけるNDLの役割は、
 - デジタル化により、文献の利用機会が増え、読者人口が増えることにより、出版全体の市場が拡大し、出版ビジネスが加速されていく」という流れを支援すること
 - あらゆる出版物の入手手段を提供して、出版物のマーケットの拡大に寄与する
- 情報そのものの提供に当たっては、
 - 利用者にとってはラストリゾート(最後のよりどころ)、提供者にとってはダークアーカイブとなる

利用者が望むサービスを提供する -NDLへ来館できない国民の情報利活用を保証ー



出版界との連携による電子書籍ナショナルアーカイブの構築

国立国会図書館サーチの現状 (2012年1月から運用)

国立国会図書館サーチ

http://iss.ndl.go.jp

- 国立国会図書館及び他機関が保有する紙・デジタル媒体等の様々な形態の情報資源の書誌・メタデータを横断的に検索
- 図書館、博物館、美術館、公文書館、民間企業等分野も問わない
- 約100データベース、約1億件のメタデータを検索
- 同じ書誌をグループ化し、各種の入手手段に案内
- 「外部提供インタフェース(API)」提供
- 多言語対応(日/中/韓/英):各言語版+翻訳機能
- スマートフォン対応

「約100のデータベース」の内訳(代表的なもの):

国立国会図書館

- · NDL-OPAC
- ・国立国会図書館デジタルコレクション
- ・インターネット資料収集保存事業(WARP)
- ・総合目録ネットワーク(ゆにかねっと)
- ・レファレンス協同データベース
- ・リサーチ・ナビ

学術情報機関

- · CiNii Articles
- · CiNii Books
- · JAIRO
- J-Stage
- ・人間文化研究機構統合検索システム

博物館・美術館・公文書館

- ·e国宝
- ・国立美術館所蔵作品総合目録検索システム
- ・国立公文書館デジタルアーカイブ

公共図書館・大学図書館デジタルアーカイブ

約40のデジタルアーカイブが検索可能

その他

- · Japan Knowledge
- ・JPO 近刊情報センター

文庫

カバー率は、公共 図書館で40%程度。 大学図書館では

10%以下

·青空文庫

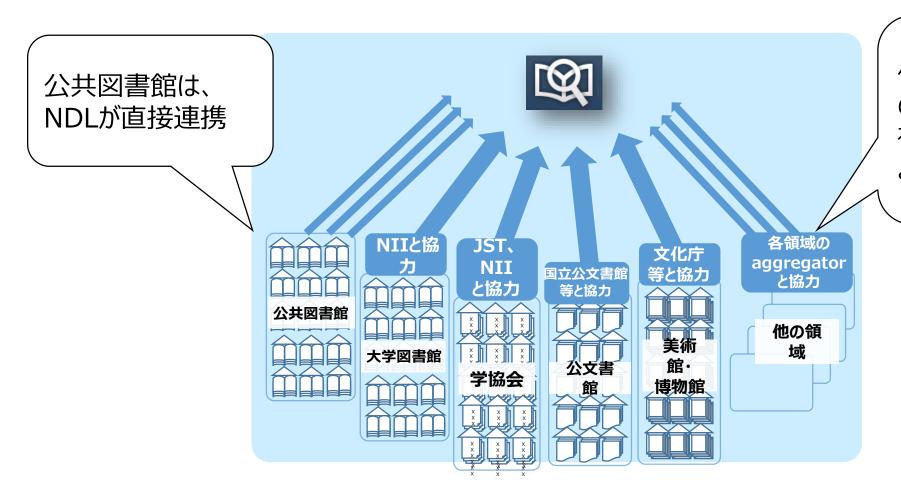
海外図書館 -

Dibrary (韓国国立中央図書館)

NDLサーチの統合検索サービス提供における連携イメージ 利用者·出版者 学生·社会人 図書館員 教育関係者 地域住民 図書 地域 防災 他領域 科学技術 APIの利用により様々な利用者層に目的別に情報発信 領域ごとのアグリ ゲータを通じて国全 体のメタデータ集約 と提供を目指す 国立国会図書記 アグリゲータ と協力 各機関 と協力 NIIと協力 他の領域 公共図書館 海外の 合合合 大学図書館 領域ごとのアグリゲータ、データプロバイダ

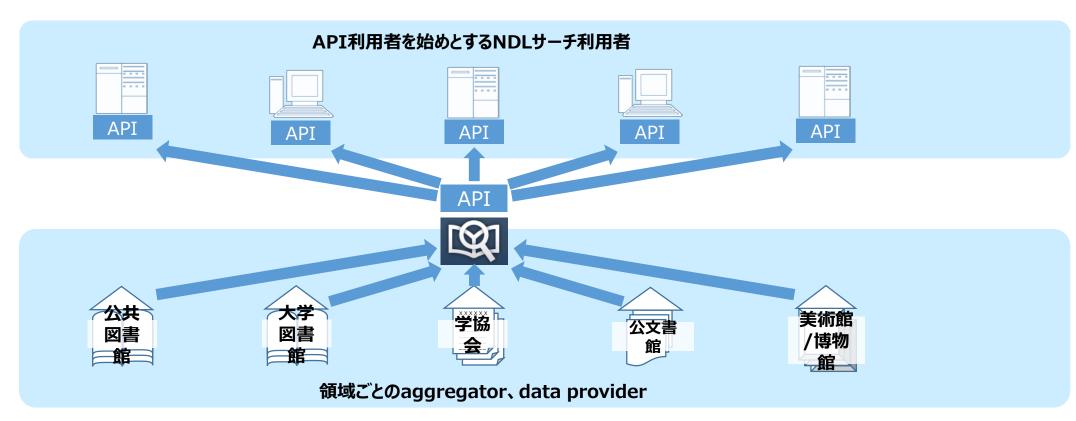
「NDLサーチ連携拡張に係る実施計画」より http://iss.ndl.go.jp/information/outline/plan/

NDLサーチの統合検索サービス提供における連携イメージ

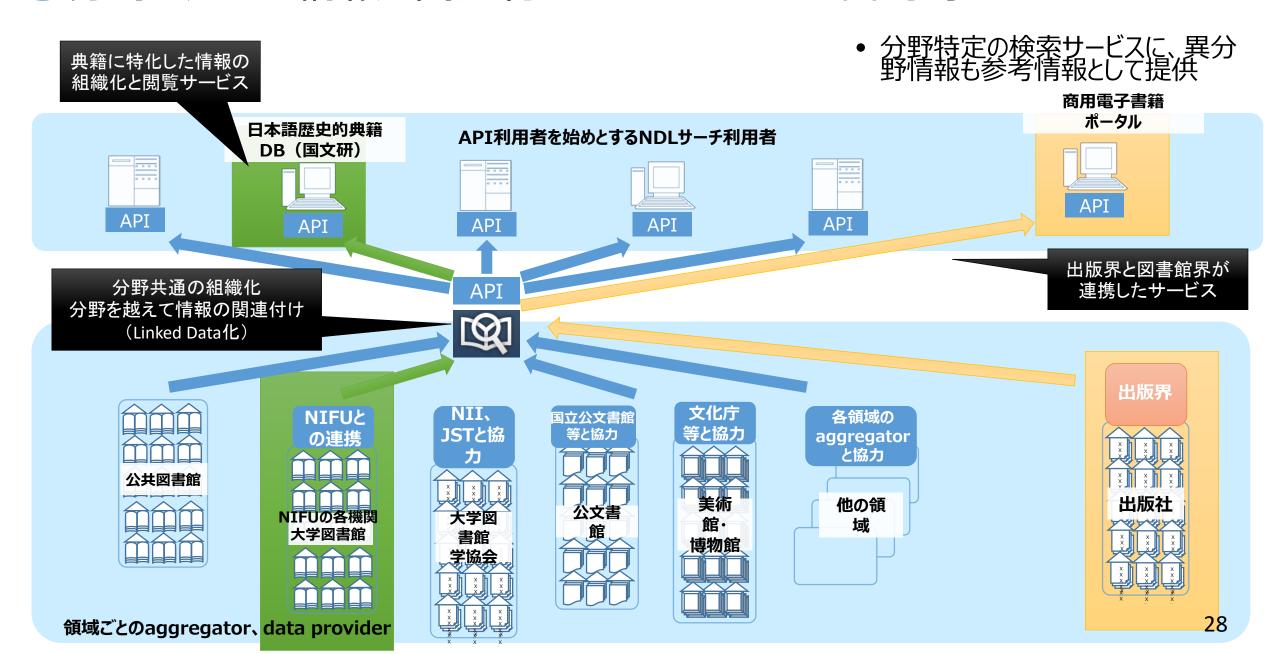


他の領域は、領域ごとのaggregator(候補)との協力関係により連携拡張

メタデータの流通において、NDLサーチが果たす役割

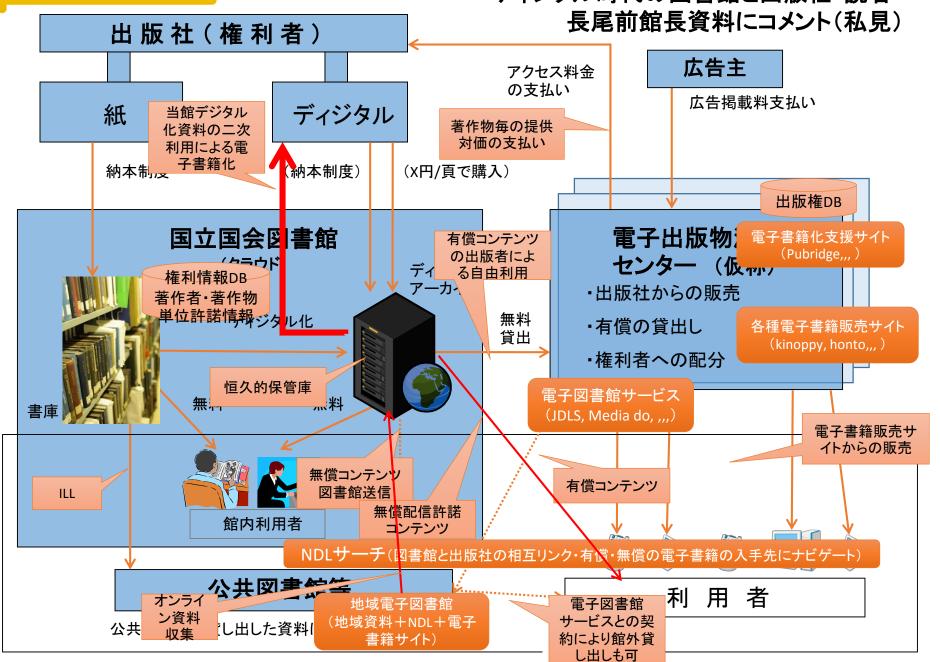


分野を越えて情報を関連付けたデータベースと目的毎のポータルサービス



ディジタル時代の図書館と出版社・読者 (長尾前館長資料) 出版社(権利者) 広告主 アクセス料金 の支払い 広告掲載料支払い 紙 ディジタル 納本制度 (X円/頁で購入) (納本制度) 国立国会図書館 電子出版物流通 (クラウド) センター (仮称) ディジタル アーカイブ ・出版社からの販売 無料 ディジタル化 ・有償の貸出し 貸出 ・権利者への配分 無料 無料 館内利用者 公共図書館等 利 用 者 公共図書館へ貸し出した資料は館内でのみの利用

ディジタル時代の図書館と出版社・読者



国全体の統合ポータルの構築のために

- ① 国全体の分野横断型統合ポータルの構築・提供
 - NDLサーチの連携拡張(「NDLサーチ連携拡張に係る実施計画」平成27年4月策定;参考資料参照)
 - 国内デジタル資源へのナビゲーションの充実を図るため、国全体のメタデータの集約機能を目指す
 - 分野別・地域別にメタデータを集約するアグリゲータとの連携によって、国全体のカバーを目指す
 - 先ず、文化財分野については文化遺産オンラインとの早期の連携を目指す
 - メタデータの標準化・オープンライセンス化の推進
 - 利活用の共通ルール化も含め、推奨ガイドラインの策定が喫緊の課題
- ② 集約したメタデータの利活用促進
 - 目的別・分野別ポータルの提供及びその支援
 - 震災関連コンテンツに関しては、集約したメタデータを用いて「NDL東日本大震災アーカイブ」を充実
 - NDLサーチが集約・提供するメタデータを使って、海外への発信・地方からの発信など目的別ポータルの構築を(関係府省・関係機関と協力して)支援
- ③ コンテンツ利活用促進のための制度整備への協力
 - 人材育成
 - デジタル化研修(1.②再掲)のほか、イベントの実施 (事例:平成27年1月に実施した「Europeana」担当者及び国内有識者を招いたデジタルアーカイブに関するシンポジウムの開催)
 - 法制度整備
 - 文化庁著作権課が進める孤児著作物の制度整備などへの協力

資料デジタル化の社会的意義

まとめ 「ナショナルアーカイブ」構築に向けて 国立国会図書館の役割 デジタルアーカイブ促進のために

資料デジタル化の社会的意義(まとめ)

- 国民共有の情報資源の保存と利用の両立
- デジタル時代の人びとの利便性の向上
- ●情報格差の解消 だれでも、いつでも、どこからでも –
- 日本の出版文化の発信
- 出版文化の隆盛に資する

これらは、国全体として取り組む 「ナショナルアーカイブ」構築に関連 づけられ、社会的意義が増すことになる

☆「ナショナルアーカイブ」構築に向けて

平成26年著作権法改正に際しての参議院文教科学委員会附帯決議 (2014年4月24日)

「ナショナルアーカイブが、図書を始めとする我が国の貴重な文化関係資料を次世代に継承し、その活用を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、その構築に向けて、国立国会図書館を始めとする関係機関と連携・協力しつつ、著作権制度上の課題等について調査・研究を行うなど取組を推進すること。」



国立国会図書館のデジタルアーカイブがその中心的な役割を担う

☆デジタルアーカイブ促進のために

- 国立国会図書館のデジタル化資料の利活用
 - 出版社等による復刻、翻刻、電子書籍出版等の二次利用の促進
 - ⇒2015年裁定制度の見直しにより、事務的負担が軽減
 - ⇒デジタルアーカイブ促進に向け、更なる取組を = 国立国会図書館を含む公的機関の裁定結果の第三者による活用 /著作物・著作者単位での裁定結果の共有/権利情報管理組織の充実等
 - 海外の図書館等へのデジタル化した絶版等資料の送信サービス
 - ⇒海外の日本研究図書館等から強い要望/日本文化の発信力強化
- 広く図書館等におけるデジタル化の促進
 - 各図書館等の所蔵資料の原本保存目的のデジタル化
 - ⇒各図書館等におけるデジタル化推進が課題。特に<u>「地域資料</u>」
 - ⇒デジタル化データの複製物の国立国会図書館による長期保存・提供が可能にならないか
 - 各図書館等がデジタル化した絶版等資料の図書館等への送信
 - ⇒デジタル化した各図書館からの送信/国立国会図書館からの送信



デジタル・ネットワーク社会における 出版物の利活用の推進に関する懇談会

2010年

1 背景•目的

デジタル・ネットワーク社会に対応した知の拡大再生産を実現し、我が国の豊かな出版文化を次代へ着実に継承しつつ、広く国民が出版物にアクセスできる環境を整備することが重要な課題となっている。そのため、関係者が広く集まり、デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に向けた検討を行う懇談会(<u>総務省、文部科学</u>省、経済産業省の副大臣・大臣政務官の共同懇談会)を開催する。

2 検討内容

1 デジタル・ネットワーク社会における出版物の収集・保存の在り方 2 デジタル・ネットワーク社会における出版物の円滑な利活用の在り方 3 国民の誰もが出版物にアクセスできる環境の整備 等

3 運用

懇談会の下に、技術に関するワーキングチーム、利活用の在り方に関するワーキングチームを設置し、検討。

4 開催期間

2010年3月17日に第1回会合を開催。6月28日に一定の取りまと ¹めとして、懇談会報告を発表National Diet Library (NDL)

「デジタルネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する事項」に関する議論の整理(案)

- ●国立国会図書館からの送信サービスについて
 - ●第一段階として公立図書館等までの送信の実現を目指すことが適切
 - i) 閲覧のみとし、ii) プリントアウトを認めない、iii) 出版物の所蔵冊数を超える複数者の同時閲覧は認めない
 - 対象出版物の範囲については、市場における入手が困難な出版物等
 - •利用者に対し無償提供は可能
 - 著作権者等の求めがあった場合に送信サービスの対象から除外する方式を導入すべき
- ●国立国会図書館の蔵書を対象にした検索サービスについて
 - ●国民の出版物に対する新しいニーズの発掘に資する面もある。
 - 検索対象として利用するためのテキスト化までは許容できる
 - 表示については、書誌事項又は一行程度のスニペット表示とするかは、今後の協議
- ●デジタル化資料の民間事業者への提供の是非について
 - 適切な仕組みを定めた上で実施すべき
 - ●簡易、迅速な許諾システムを構築することが必要
 - デジタル化資料を活用した新たなビジネスモデルの開発も必要
- •今年度末を目途に一定の取りまとめを行う予定
 - •法制度に関する部分については、今後、文化審議会著作権分科会、同法制問題小委員会 等の場で、検討が行われる想定

「新ICT利活用サービス創出支援事業」(総務省)

(電子出版の環境整備)

2010年

日本語基本フォーマットの確立

①国内ファイルフォーマット(中間(交換)フォーマット)の共通化に向けた環境整備 (「電子出版日本語フォーマット統一規格会議(仮称)」の設置・運営を含む。)

検索技術の確立

- ②書誌情報(MARC等)フォーマットの確立に向けた環境整備 (「電子出版書誌データフォーマット標準化会議(仮称)」の設置・運営を含む。)
- ③メタデータの相互運用性の確保に向けた環境整備
- ④記事、目次等の単位で細分化されたコンテンツ配信等の実現に向けた環境整備

障がい者・高齢者等の利用促進

⑤電子出版のアクセシビリティの確保

知のインフラへのアクセス環境の整備

- ⑥書店を通じた電子出版と紙の出版物のシナジー効果の発揮
- ⑦その他電子出版の制作・流通の促進に向けた環境整備

2010/12/11

次世代図書館システムに関する調査研究及び実証実験

必要性

(1) 著作権法改正への対応

- 平成21年度の法改正により、国立国会図書館を含む図書館等において、視覚障害者等のための著作物の複製及び自動公衆送信が著作権者の許諾なく行うことが可能に
- 法改正に当たり、衆議院・参議院において、附帯決議
- 障害者団体等は、国立国会図書館が整備するデジタルコンテンツへのアクセシビリティの確保を強く要請
- 大規模デジタル化コンテンツをテキスト化し、読上げソフト等で円滑に利用できるようにするためには、 テキストデータの構造化が必須であり、大量のテキストデータを構造化するためには自動化が不可欠であ るため、実証実験により早期に実用化に目途

(2) 国の科学技術基本計画への対応

■ 「科学技術に関する基本政策について」において、知識インフラの構築・展開を図ることとされたことを受けて、これを実現するために、特に優先度が高い「領域横断的な統合検索」及び「自動構造化」に対応するものとして、実証実験を早期に実施

(3) 三省懇談会への対応

■「デジタルネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」(総務・文科・経産省の副大臣・大臣政務官による懇談会)の報告書において、「全文テキスト検索については、様々な課題が存在するため、国立国会図書館と出版物のつくり手等との連携による実証実験等を通じて、課題解決について検討を進めること」とされたことを受け、出版社等の協力を得て、実証実験を早急に実施

National Diet Library (NDL)

全文テキスト検索の実証実験

デジタル出版データの利活用に向けた動きに対応するため、過去から現在に至る出版物を対象とした、統合的かつ高度な全文テキスト検索及び視覚障害者向けの読み上げサービス等の技術的課題に関する実証実験を行う。

- ●実施内容
 - ▶テキストデータの作成に関する検証実証実験
 ✓デジタル出版データからのテキストデータ抽出 、各種データの汎用フォーマット
 化 等
 - ▶テキストデータの検索・表示等に関する検証実証実験
 ✓実証実験用システムに搭載するテキストデータの検索・表示、API機能、視覚障害者向けの読み上げサービス等
- ●実施スケジュール
 - ▶平成22年10月~23年1月 実証実験用システムの構築
 - ▶平成23年2月~23年3月 実証実験の実施及び結果の取りまとめ
- ●参加協力会社の概要
 - ▶協力会社数 39社(10月12日現在)
 - ▶出版社提供データ数(10月29日時点) タイトル数:約300
 - ▶ 提供データ形式 PDF、XMDF、TEXT
- 今後
 - ▶ 関係者(出版社、視覚障害者団体等)と協議して、有効性が実証された機能は、来年度以降、NDLSearchに実装していく。

☆「あらゆる情報資源へのアクセスを保証する」(未定稿) あらゆる出版物の入手手段を提供して、出版物のマーケットの拡大を

読書機会の拡大を、出版ビジネス が発展することを図り目指す

利用者に対して、あらゆる情報の入手手段ヘナビゲート

商用出版者

絶版になっている書籍は、 図書館ヘナビゲーション

商用電子 書籍販売 サイト

図書館等

商用電子 図書館 サービス

利用者に対して補完関係

利用者

国立国会図書館

出版されている書籍は、書店へのナビゲーション

絶版になっている書籍は、 デジタル化コンテンツを提供

あらゆる情報を将来にわたって 利用を保証 多様なメディアから情報が発信されている。出版物は、その情報源の一 つ。

情報を得ようとする利用者は減ってはいない。出版界と図書館界でパイの奪い合いでなく、協力して、出版物の利用者の拡大を

商用出版物以外の 情報資源

可能な限り、OpenData化、 LinkedOpenData化

利用者に対し て利用機会の 拡大

出版社の販売を阻害しない形

新刊•復刊出版物

新刊出版物 (図書館への販売

既刊出版物

オーファンワークス

既刊出版物 (著作権切れ) 48万点

既刊出版物 (絶版) 131万点 NDLはロング テールを保証

たい

【背景】私が目指してきた電子図書館1

- 目的
 - 文化的資産をあらゆる人々が将来にわたり享受、活用できるようにし、人々の創造的な活用に貢献する
- 背景
 - デジタル情報時代において、マルチメディア化されたコンテンツへ移行しつつある。
 - 冊子体の原資料は文化財として保存するために、デジタル化を進めることとしている
 - また、他の文化財も保有機関においてデジタル化を進めるようになった
- 利活用の促進のために
 - 社会全体でデジタル情報資源の「見える化」はもとより、
 - より効率的なアクセスの保障に取り組む必要があり、組織を越えたナショナルアーカイブは重要な役割を果たす。
 - 産学官のそれぞれの組織は、これらの施策が同一の方向性を持って、相互に資源を補完し合っていく必要がある。
 - NDLは、ナショナルアーカイブの構築、さらに、世界レベルでの「インターナショナルアーカイブ」の構築へと発展することを目指し、その中核的な役割を担っていくべき。
- 同時に、今後10年のデジタル情報化の進展を見据えつつ、
 - このようなナショナルアーカイブを利用して知識創造のための情報が入手できる状況になったときに、知識創造を支援する図書館の役割は何か、
 - 重要な役割を果たす著作物の利活用が進むようにするために、出版界、図書館界は、総論賛成・各論反対ではなく、連携協力を具体的進める必要がある
- 知識インフラとしてのナショナルアーカイブ構築により、出版文化の発展を目指す
 - 著作権者、出版社の権利を制限してアーカイブするものでなく、知識インフラとしてのナショナルアーカイブ構築の一環として、出版文化の発展を目指して、出版物の利活用が促進される施策を推進することと考える

【背景】私が目指してきた電子図書館2

- 出版文化の発展に向けた具体的なアクション
 - 出版界、図書館界の事業の実施においては、最終的な大きな枠組みの中で、<mark>整合性を持って効率的</mark>に組み込まれることを常に意識する。
 - 著作物の網羅的な検索と、利用者に最適な形態の情報へのナビゲーション
 - 紙・デジタル、有償・無償を問わず、所蔵機関に寄らず、情報の所在を可視化し、いつでも、どこにいても、利用のシチュエーションにあった形態の情報の入手先にナビゲートする
 - 検索は、図書館書誌情報のみならず、出版情報、著作単位、章節項単位の目次、まえがき、あとがき、であれば本文全文を。
 - 情報と情報の内容を意味的に関連付けて、芋づる的に、必要な情報へたどり着けるようにする
 - 公共的書誌情報基盤の構築
 - 出版情報と図書館書誌情報の相互交換(ONIX←→DC←→MARC)
 - JPO近刊図書情報の提供、NDL納本資料の書誌情報をインプロセス段階から提供
 - 電子書籍フォーマットの業界標準策定支援(EPUBサブセット仕様等)
 - 「電子書籍の標準化の調査」JEPAに委託(2010年2月)
 - 出版社、古書店、電子書籍、商用データベースサイトとの連携、ナビゲーション
 - 統合検索: hon.jpとの相互連携, JapanKnowLedge, 近刊情報センター, インターネットマガジン(インプレスR&D), 新書マップ, 日本ペンクラブ文芸館、
 - 検索結果からのナビゲーション(リンクリゾルバ): Amazon、Books.or.jp, honto, 紀伊国屋書店BookWeb, ジュンク堂書店, Honya_Club.com, e-hon, 版元ドットコム, 日本の古本屋, Boogle Book Search, Google Scholar
 - 各機関のデジタルアーカイブのバックアップサイト(商用に関しては未実施)
 - 国等の機関のインターネット情報の収集保存
 - 民間の無償オンライン資料の収集保存
 - 残るは、有償オンライン資料の収集保存(有償の資料はすぐに消滅しないと思われる)

出版界と図書館界の役割分担と連携協力

2012/11/18提示

利用者

公共図書館等

出版者·著作者

JPO

Pubridge

電子書籍ポータル 電子書籍データベース

電子書籍出版社

著作者

電子書籍ビジネスプラット フォーム整備の協力

電子書籍の仕様(フォーマット、メタデータ等)の共通化

著作権管理データベースの共同構築・運用

公共図書館での提供環境の 共通化

NDLデジタル化コンテンツの利活 用

国立国会図書館

NDLサーチ (電子書籍の検索 とナビゲーション)

NDLデジタルアーカイブ (電子書籍の長期保存)

組織化(メタデータ付与 永続的識別子付与)

電子書籍の収集 (制度的収集) 資料の デジタル化 (原資料の保存)

【日仏シンポジウム「デジタル時代の本のゆくえ」 第2部デジタル書籍と出版業界について】

(2012年11月18日)

出版界と図書館界は、どんな役割を分担して連携していくべきか?

様々な情報が溢れている中で、出版物に対するマインドシェアが高まるように、利用者視点で。

• 出版界

- 電子出版権を持つ書籍の電子書籍化の推進
 - 商用電子書籍配信サイト、ビューアに依存しない電子書籍(利用者がビューアを自由に選択できるように)
- 出版情報(メタデータ)の充実(著作物の見える化)
 - タイトル、著者名、出版社、出版年、件名、ISBN、NDC等のほかに
 - 内容紹介、著者紹介、書影、試し読み、書評、章節項単位の目次、まえがき、あとがき、であれば本文全文。特に書評は購入時の参考になる
- 県域の市区町村を含めて、県単位での商用電子図書館サービスの提供の推進

• 図書館界

- 出版物(冊子体、デジタル)のバックアップ(永久保存、ディザスタリカバリ)
- 出版社が電子書籍化しない書籍のデジタル化
- 書籍・電子書籍販売サイト、全国の図書館の所蔵資料の統合検索サービスの提供(著作物の見える化)
 - 他の文化資産の合わせて
- 出版物に関する情報の充実
 - 図書館蔵書に限らない典拠情報の充実
 - 出典を明らかにしたレファレンス情報の充実

連携

- 電子書籍ビジネスプラットフォーム整備の協力
 - 出版物(冊子体、デジタル)のメタデータデータベースの共同構築
 - 出版権を含む権利データベースの共同構築(著作単位、著者単位)
- 電子書籍化に際し、NDLがデジタル化したデータの利活用(二次利用提供)
- 電子書籍の仕様(フォーマット、メタデータ記述要素・記述規則等)の共通化
- 公共図書館での電子書籍利用環境の共通化(商用電子書籍ビューア上での図書館デジタル化資料の閲覧)

まとめ (改めて、課題提起)

- Q:他と一緒に検索できても出版社・図書館利用 者にメリットはない?
 - お得意さまだけ?自社で販売している、図書館が 持っていることが分かっている人だけに、個別の検索、 販売・貸出ができればいいの?
 - 読者層が減っている状況で、パイの奪い合いでいい
- A:⇒パイを大きくすることが重要では?
 - 資料を探している利用者にとって、網羅性の高いサービスを利用する。
 - 重要なのは、どこで提供しているかではなく、必要な情報が探し出せることでは?
 - 利用者は、見つかった資料で、形態、価格、入手手段として、最適なものを選択する
 - 個別サービスでは見つからなかったものが、見つかれば、 また利用する⇒パイが大きくなる
- →改めて利用者視点でのサービスが必要

- 他と一緒に検索されては、利用者が他に流れてし
 - 利用者に価値があると思えば、それを入手する
 - 他と一緒に検索されないことで、優位性を確保するビジネスは、いつか崩壊する
 - インターネット上に有用な情報はあふれている
- 有償コンテンツ、有償サービスであり続けるためには?
 - クラウドソーシング、政府情報など、無償で有用なコンテンツはいっぱい。それらはLOD化によって、更に付 **加価値が高まっている**
 - Wikipedia、オープンデータ、
- 国の施策ではうまく行かない?
- 出版情報はなぜ図書館の書誌情報として利用し ない?
- 十進分類は誰のために付与する?
- 全てのISBNはどこで把握?
- 書影はなぜ利用制限?

デジタル情報の収集と提供の考え方(私見)

- 基本理念
 - 国として
 - 国全体で、あらゆる資料や情報などを国の文化的資産として後世に残し、知識インフラとして、その利用を将来にわたって保証する
 - NDLとして、
 - 知識インフラの実現の一翼を担う
 - 公共図書館として、
 - 「すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する」
 - 「すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、信条、性別、年齢やそのおかれている条件等によっていかなる差別もあってはならない」

- 物としての冊子体とデジタル情報の違い
 - 物は、提供するために購入(納本代償金)
 - 情報は、利用するための使用許諾料
- 実現に当たって
 - 収集・保存
 - 商用を含めて、全ての資料、情報を収集し、 利活用できる形で永久保存する
 - 肖像権等は制限
 - 提供
 - 提供に当たっては、著作権者、出版者等の 権利を侵害しない形で提供する。
 - 商用サービスへの対価の支払い
 - 著作権、出版権

商用電子出版物に関して(私見)

- 電子出版物は、無償で収集・保存
 - 商用・非商用に関わらず、DRMの付与されていないデジタル情報を、無償で、制度収集する(収集義務の行使)
 - 国が権利者に代わって、保存する役割
 - 国は、権利者に保存にかかる費用の負担を、権利者に求めない。
 - 保存にかかる費用は、国が負担する
- 商用で提供中の電子出版物の利用には、対価を支払い提供
 - 国がデジタル化した情報、国が収集・保存した情報のアーカイブを、出版社が利用して、商用電子出版物配信サービスができるようにする
 - 電子出版権が登録されていない場合は、著作権者が提供できる
 - NDLを含め公共図書館は、利用に関しては、商用電子出版物配信サービスに対価を支払う
 - 図書館は、物としての購入ではなく、デジタル情報としての電子出版物配信サービスに使用許諾料を支払い利用する
- 商用提供されなくなった電子出版物は、国が収集・保存したデジタル情報を提供
 - 電子出版物配信サービスから提供されなくなった場合、著作権者、図書館は、国が収集・保存したデジタル情報を提供できる
 - 電子出版物配信サービスシステムがダウン
 - 著作権者、出版者の提供許諾があるもの
 - また著作権等の権利が消滅した場合は、誰でも、利用者に対して、国が収集・保存したデジタル情報を提供できる
 - 著作権満了

- 前提
 - 図書館が利用できる電子出版物配信サービスがあること。 図書館が競争原理で、網羅性の高い電子出版配信シス テムを自由に選択できること。
 - 利用者に対して、同分野の出版物の取り扱いの範囲が異なるため、ビューアの異なる複数の個別出版社の配信サービスの利用を強いるのは、利用者に不利益になる
 - 電子出版物配信システムの外部APIの共通化が必要
 - 複数の電子出版物配信サービスを導入することは困難。商用 出版物のアグリゲータ的なサービスが必要
 - 利用の対価は誰が支払うか?
 - 使用許諾料を誰が負担するか?
 - 通常は、利用者が負担。図書館は、利用者に代わって負担
 - 商用電子書籍もその原則を守るか、見直すかは、今後の議論による
 - 利用者が負担する?
 - 一個人が利用する通常の電子書籍サイトでの期間限定提供サービス、サブスクリプションサービスでいいのではないか
 - 公共図書館が負担する?
 - ⇒図書館向け電子出版物配信サービスとの契約条件による
 - 著作権の位置づけの見直しも(長尾前館長)
 - 著作権を許諾権から報酬請求権に変えるという考え方

ポイントのまとめ

- 電子図書館の目的
 - ⇒「知の共有化」により、新たな知識の創造 (再生産)と還流を推進する
 - ⇒社会・経済的な価値の創出
 - いつでも、どこでも、だれでも、文化的情報資源を 利活用して、新たな知識が生み出されるように
 - あらゆる情報を、知的文化資源として収集し、 長期保存し、将来にわたって利用を保証する
- 貴重な文献資料は今、必要とする人に届いているか?
 - 有用な文献等の情報が、インターネット上の大量の情報の海に埋もれていないか?
 - 出版界と図書館界の書誌の統合、記述規則の 共通化
 - 利用者に対して、情報の内容、所在を可視化
 - 情報を探し出すために、多くの工数をかけているのではないか?
 - 内容情報の活用、全文フルテキストの活用
 - 利用者が必要とする情報を、効率的に選択できるように、参考情報を関連付け

- 市区町村の図書館利用者、インターネット利用者が出版物による情報の弱者になっていないか?
 - 地域でのアクセスポイントで、利用者が利活用 可能な情報の格差を是正。
- 将来の利用者に届けられるか?
 - ⇒将来の利用者のために消えてしまう前に、 関係機関で分担して保存
- この課題を解決するために具体的なアクションを。
 - 利用者が著作物に触れる機会を増やす
 - 情報の利活用が促進されることにより、文化の発展に寄与する
 - 文献に関してのナショナルアーカイブ構築を、 図書館界と出版界が連携分担
 - あらゆる知的情報資源に関して、業種・業態を越えて連携

公共的書誌情報基盤

- ・出版界が作成する出版情報(販売促進情報)を活用した書誌作成の省力化
- ・共通識別子による出版界と図書館界のLinkd Data化

書誌情報(メタデータ)に関して

- 書誌情報とメタデータの違い
 - 従来は、
 - 書誌は、冊子体資料等の書誌的事項
 - メタデータは、デジタル情報の書誌的事項
 - 最近は、合わせてメタデータと称する
 - デジタル情報に付与されるメタデータとしては、
 - 管理メタデータ、記述メタデータ、保存メタデータ、権利メタデータ、技術メタデータ
- 出版情報と図書館書誌情報の違い
 - 出版情報は、
 - 販売促進のために版元が作成した出版物に関する情報
 - 基本書誌に加えて、内容紹介、著者紹介、書影、(試し読み、書評リンク)がある
 - データ形式は、ONYX仕様、ユニーク識別子は、ISBN
 - 図書館書誌情報は、
 - TRC、トーハン、日販等のMARC会社が作成し、それをベースに図書館で独自情報を付加したもの
 - NDLは、出版情報をベースに、図書館目録規則に従って、書誌を加筆。著者名は典拠IDを付与
 - 日本全国書誌として提供
 - データ仕様は、MARC形式、最近はダブリンコア(DC)準拠、ユニーク識別子は、NDL書誌ID



☆公共的書誌情報基盤の整備(2010年)

目的

- NDLが、出版関係機関と協力し、我が 国を代表する標準的な書誌情報を作 成・提供する公共的基盤を整備するもの である。
- 出版文化の基礎となる質の高い出版・書誌情報が、無償もしくは廉価にて、迅速またタイムリーに読者、利用者に届けられることを目的とする。
- また、この事業により「文化財の蓄積及び その理由に資するため」(国立国会図書 館法第25条)による国立国会図書館の 納本事務が、より網羅的かつ円滑に行わ れることとする。

• 近刊情報

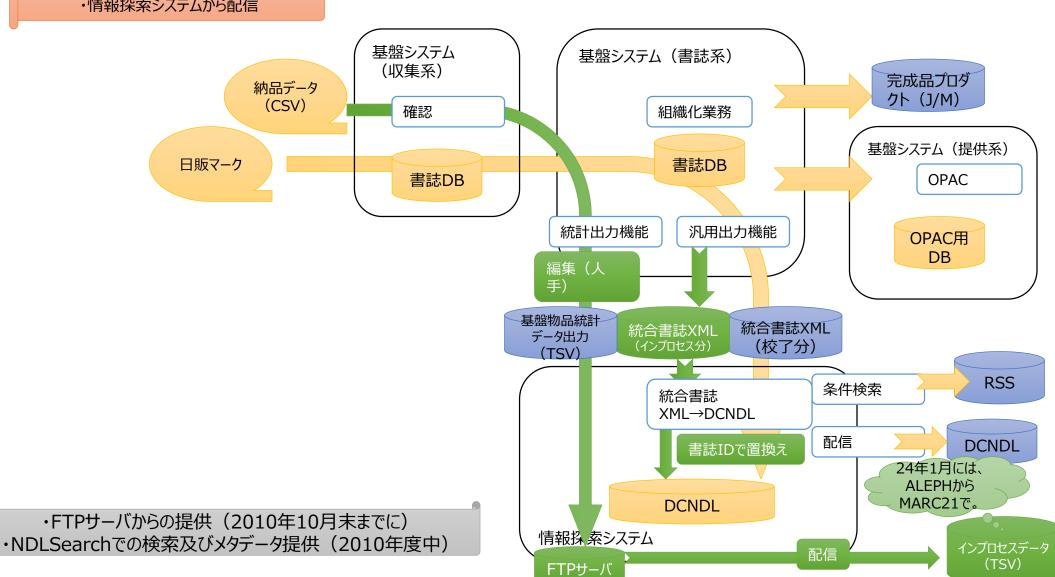
- ISBNとNDL書誌IDが関連付けられるよう
- 出版社→JPO (ONYX) →NDL (JPNO, 書誌ID付与、近刊情報として 公開) →JPO (近刊情報) →取次

• 新刊情報

 取次(JPO近刊情報と現物を突合、出版情報追記して、新刊情報に)→NDL (近刊情報を置換え、最低限の書誌事項を追記して新刊情報として公開)

☆公共的書誌基盤の実現イメージ (新システム稼働前) (2010年7月28日打合せ結果)

・現行基盤の汎用出力機能を小規模改修 ・情報探索システムから配信



☆書誌データ作成・提供の方針

NDLでは、2013年2月に、「国立国会図書館の書誌データ作成・提供の新展開(2013)」を策定した。今後 概ね5年を見据え、どのように書誌データを作成し、提供していけばよいかの方向性を示すもの。

LCのBIBFRAMEの動向 を注視している。

書誌と典拠を

一元的に提供

できる[容れもの]

資料と電子情報を一元的に扱える書誌 データの「容れもの」に適した「容れ方」

RDAに対応する

書誌データの

容れ方

(書誌データ作成基準)

7 出版·流通業界、関係機関等 と連携の上、様々な資源、知識、 技術を活用する。

容れ方については関係機関等との連携・調整を図 ることにより、国立国会図書館 におけるデータ作 成及び提供 を更に書誌迅速化、効率化す る。特に、国立情報学研究所 (NII)とは技術面も含めた協力 を推進する。

書誌データの 容れもの (書誌フレームワーク)

> 資料と電子情報を一元的に扱える書誌 データの「容れ方」に適した「容れもの」

レコード間の 関連を重視する

「容れ方」

効果を十全に発揮 は典拠拡充が必要

- ・出版情報の活用は?
- ・ゆにかねっとの活用は?
- ・ひなぎくのような図書館 外の多種多様な情報との 関連付けのための方策 は?

典拠データ等の拡充

<新展開(2013)のうち、書誌データの作成に関する関係図>



☆書誌情報の早期および多様な形態での提供

- 出版前情報の活用
 - 近刊図書情報の提供開始、書誌情報のRDF 出力機能リリースのお知らせ(2012年2月2日)
 - 新着書誌情報、作成完了書誌に加え、近刊 図書の書誌情報もDC-NDL(RDF)形式でダ ウンロード可能
- 納品データの活用
 - NDL-OPACで新着書誌情報のリストを提供します
 - (NDL書誌情報ニュースレター2012年4号 (通号23号))
- 全国書誌データ提供
 - デジタル情報も
 - インターネット情報から切り出したオンライン資料 制度収集した無償オンライン資料のみ⇒利用 者は?

全国書誌データ提供サービス一覧

(凡例 ○:提供しています △:提供していますが、注をご覧ください -:提供していません)

サービス名			全国書誌 ※1	全国書誌(電子書籍・電子雑誌編) ※2	新着書誌 情報 ※3	提供フォーマット
国立国会図 書館サーチ ※4	検索用API	SRU/SRW	<u>△</u> %5	0	0	DC-NDL(RDF)、DC- NDL(Simple)等
		OpenSearch	<u>△</u> %5	0	<u>∧</u> %5	RSS2.0
	<u>ハーベスト用API</u>	OAI-PMH	0	0	0	DC-NDL(RDF), DC- NDL(Simple), SimpleDC(OAI-DC)
	RSS		0	0	0	RSS2.0
	TSVファイル		— ※6	0	— ※6	TSV形式
NDL-OPAC	全国書誌提供サービス		0	_	0	MARO形式(MARO21 フォーマット、記号区切 り形式まか)

全国書誌情報の利活用で超党派勉強会設置 (活字文化議員連盟 2015.09.9)

• 概要

- 図書館などで広く活用されているMARCのもととなる書誌データ を国民が無料で利用できるように政策や予算なども含め総合的な 施策を検討する
- 超党派議員をはじめ国立国会図書館館長、日本図書館協会理事長などによる「全国書誌情報の利活用に関する勉強会」を発足
- 合わせて「全国書誌情報の利活用に関する実務者会議」の設置

背景

- 活字文化議員連盟は2010年に採択した活動計画
 - 「文字・活字文化の記録を保存し、国民がいつの時代にも活用できるようわが国を代表する書誌データの一元化に努める」
- その一方で、国立国会図書館が作成する書誌データは、民間の書誌データを活用することで迅速な提供に向けて取り組んでいるが、民間の提供スピードには及ばず、公共図書館などでの利活用が進まない現状がある
- 「全国書誌情報の利活用に関する勉強会」構成
 - ▽会長=細田博之(衆院・自民党)
 - ▽事務局長=笠浩史(衆院・民主党)
 - ▽事務局次長=肥田美代子(文字・活字文化推進機構)
 - ▽委員
 - 阿刀田高(山梨県立図書館・作家)、漆原良夫(衆議・公明党)、江崎鐵磨(衆院・自民党)、相賀昌宏(日本出版インフラセンター)、大滝則忠(国立国会図書館)、川崎二郎(衆院・自民党)、喜連川優(国立情報学研究所)、穀田恵二(衆院・共産党)、齋藤健(衆院・自民党)、松浪健太(衆院・維新の党)松本剛明(衆院・民主党)、森茜(日本図書館協会)、森田盛行(全国学校図書館協議会)。

「全国書誌情報の利活用に関する実務者会議」委員

- ▽座長・肥田美代子(文字・活字文化推進機構)
- ▽事務局長=永井祥一(日本出版インフラセンター)
- ▽委員
 - 安積曉美(国立国会図書館)、植村八潮(専修大学)、太田剛 (幕別町図書館コーディネーター)、設楽敬一(全国学校図書館 協議会)、田窪和美(荒川区立南千住図書館)、中町英樹(日本書籍出版協会)、山本宏義(日本図書館協会)。

9月15日第1回実務者会議

- 検討課題などについて協議
- 国立国会図書館における全国書誌情報の現状について説明を受けた。

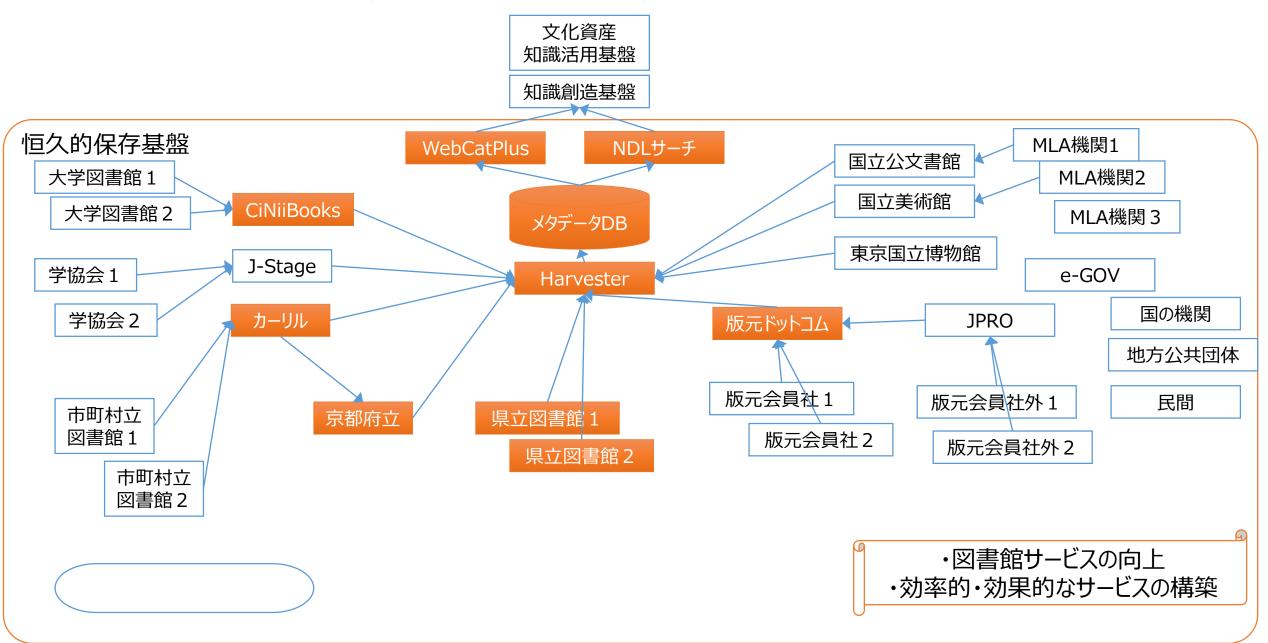
今後の予定

- 実務者会議は10月以降、月に1回のペースで開催
- 書誌データ作成企業や図書館システムベンダー、書店、出版社、 県立・市立・町立の公共図書館や大学図書館など、あらゆるプレーヤーからのヒアリングなどを通して、来春をめどに課題のたたき台をとりまとめる。
- (引用:文化通信2015.09.28)

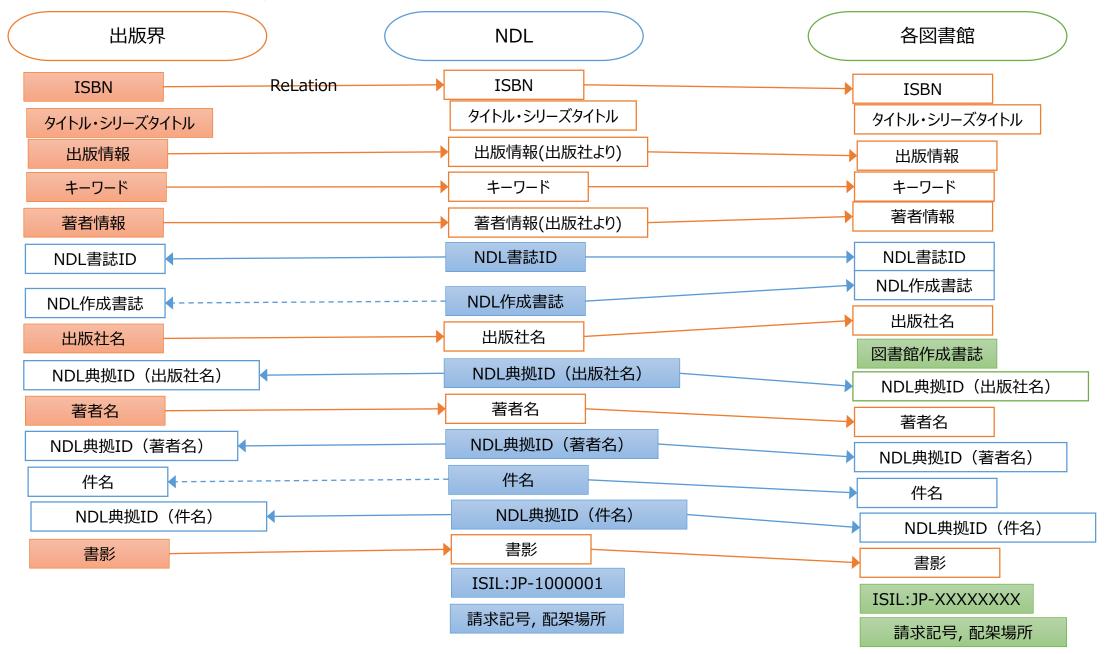
国としての施策の1つ

- e-Japan戦略、知財計画、、、
- 知的財産政策ビジョン
- 電子書籍議連、デジタル文化資源議連
- 活字文化議員連盟
- ▶ 全国書誌情報の利活用で超党派勉強会

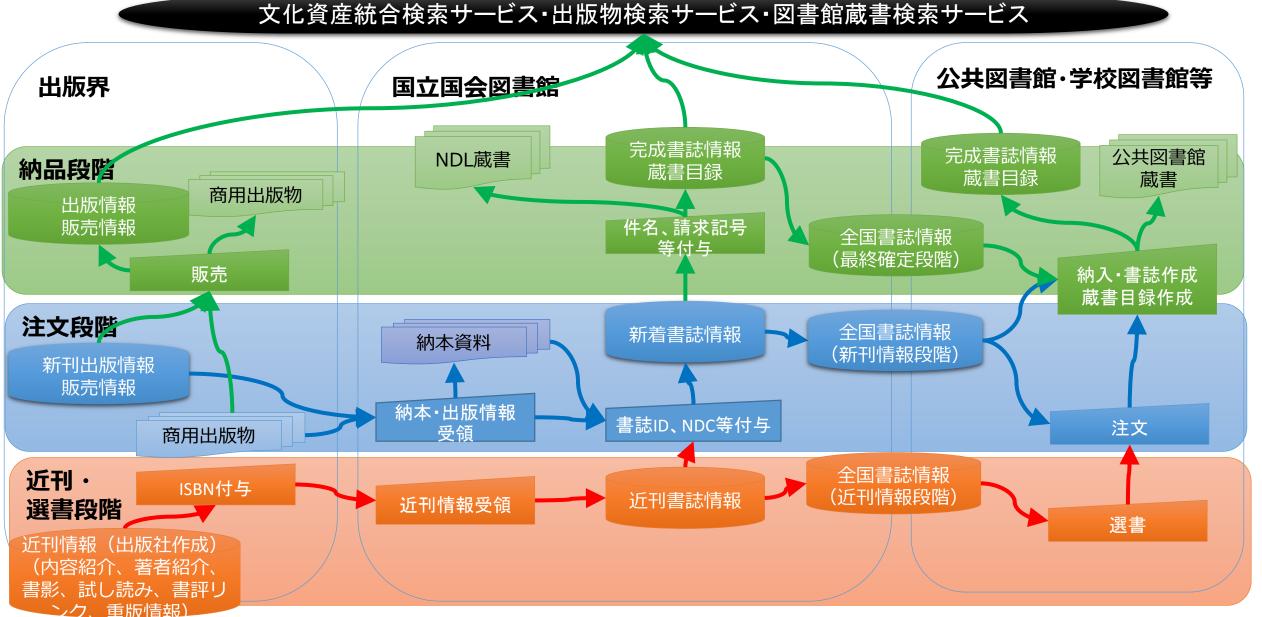
出版界と図書館界の情報の共有



出版界・NDL・図書館の情報のリンク付け



利用者が望むサービスを提供する 一出版情報を活用した書誌作成の効率化、情報検索の網羅性確保一



出版情報の提供の中核的なサイトとなることが期待される

☆版元ドットコムサイトリニューアル (2015年8月24日)

新しい本

- 本を探す。
 - 本のデータ、新聞などの書評に 載った情報、書店のフリーペー パー、ためし読みのできる本、こ れから出版される本など本を探 す手助けを目指しています。
- このサイトに掲載している本の 情報
 - 書誌情報150,657タイトル 掲載出版社2,223社 書評 掲載情報29,185タイトル 42,440件 近刊情報3,547 タイトル328社 ためし読み 4,492タイトル



書評に載った本

JPOが提供する近刊情報に、版元独自出版情報(内容紹介、著者紹介、書影、試し読み、書評リンク)、NDL、Webcat-plusの情報を含め、WebAPIを公開している→今後、出版情報の提供の中核的なサイトになることが期待できる

